

事 務 連 絡
平成25年2月19日

長崎県建設業協会会長 様

長 崎 県 議 会
条 例 制 定 検 討 協 議 会
座 長 高 見 健
(公 印 省 略)

**障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎
県づくり条例（案）の検討状況について（ご報告）**

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本県議会「条例制定検討協議会」における標記条例案の検討に当たり、これまでも意見交換、意見照会等におきまして、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

多くの皆様からご意見を頂き、修正案の検討に時間を要したことから、このようにご報告が遅くなりましたことに対しまして、まずもってお詫び申し上げます。

現在、逐条解説（案）を鋭意作成中ではありますが、これまでの当協議会の検討状況等をご報告させていただくため、本文書を送付させていただく次第です。

なお、逐条解説（案）をお示した上での皆様との意見交換会を、4月以降に実施させていただきたく作業を進めておりますので、その際にはご参加をよろしくお願いいたします。

条例案につきましては、今後もさらなる見直しを行う予定であり、今回送付させていただくものが確定版ではないことを申し添えます。

条例の制定までには、更なるご協力を頂くことになるかと存じますが、この条例の趣旨をご理解いただき、今後ともご高配をお願いいたします。関連団体の皆様へも資料をご提供のうえ、ご検討いただければ幸いです。

意見交換会の実施に当たりましては、再度ご案内を差し上げさせていただきます。

未筆ながら、貴職のご健勝と今後のますますのご発展をお祈り申し上げます。

（送付資料）

- ① 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（案）
【意見交換・意見照会・パブリックコメント】からの修正内容等について
- ② 意見交換・意見照会・パブリックコメントにおける意見の主な内容
- ③ 条例（案）
- ④ 条例（案）概要
- ⑤ 県議会「条例制定検討協議会」における取組

[連絡先] 〒850-8570
長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県議会事務局政務調査課
条例制定検討協議会 担当 大宮
TEL : 095-894-3634 (直通)
FAX : 095-824-3094
E-mail : m-omiya@pref.nagasaki.lg.jp

障害のある人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（案）

【意見交換・意見照会・パブリックコメント】からの修正の内容等について

※ 修正箇所は網掛け表示している部分になります。なお、条例全般に関する逐条解説は現在作成中です。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
目次 第1章 総則（第1条—第8条） 第2章 障害のある人に対する差別の禁止（第9条—第19条） 第3章 障害のある人に対する差別をなくするための施策 第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条—第28条） 第2節 相談体制（第29条—第31条） 第3節 差別に該当する事案の解決のための手続（第32条—第39条） 第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第40条・第41条） 第5章 障害のある人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第42条—第49条） 第6章 雑則（第50条・第51条） 附則	目次 第1章 総則（第1条—第8条） 第2章 障害のある人に対する差別の禁止（第9条—第19条） 第3章 障害のある人に対する差別をなくするための施策 第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条—第28条） 第2節 相談体制（第29条—第31条） 第3節 <u>対象事案</u>の解決のための手続（第32条—第39条） 第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第40条・第41条） 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第42条—第49条） 第6章 雑則（第50条・第51条） 附則	← 第20条において、「対象事案」を定義していることに伴い、用語を整理するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被災地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その<u>平和の実現</u>に寄与する役割を担っている。 平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。 私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人々が互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによつて、障害のある人と障害のない人々が対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。 ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。	私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被災地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その<u>実現</u>に寄与する役割を担っている。 平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。 私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人々が互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによつて、障害のある人と障害のない人々が対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。 ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。	← 「平和」の表記が多い(5回)との意見を踏まえ、その一つを削るものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する<u>対等な</u>一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する<u>一員</u>として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	← 熊本県を参考に、前文で「対等な一員」を用い、目的でも同様に「対等な一員」としていましたが、その後、前文において「対等な一員」を用いない表現としたものの、目的ではそのままとなっていたため、「対等な」の部分削除するものです。 また、「対等な一員」との表現は、障害のある人に対して社会活動への参加義務を課してしまふことになりかねないとの意見が寄せられましたことも考慮しています。 なお、国の障害者政策委員会（差別禁止部会）の「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見（以下「差別禁止部の意見」という。）においても、「差別禁止」が主眼とされていることを踏まえ、権利擁護の条例にはしておりません。しかしながら、この差別禁止をもって、障害のある人の権利が守られることにもなります。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む。その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 (2) 難病、慢性疾患等の疾病に罹患している者であつて、断続的又は変動的な障害により社会的支援が必要な程度に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものの。	(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、慢性疾患等の疾病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (削除)第1号に総合して整理するもの。	← 障害者基本法においては、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。))と規定されておりますが、精神障害と発達障害とは内容的に異なるとの意見が寄せられ、他の法令等において「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」と並列している実例があることを考慮し、修正するものです。 また、内閣府障害者制度改革担当室(以下「内閣府」という。)からの「障害者基本法では、難病は、第1項の心身の機能の障害に含まれるため、第2項で改めて規定することが適当か」との指摘を踏まえております。 なお、障害者総合支援法(4月1日施行)において、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病患者等を加えることが法定化されているところでもあります。
2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある人にとっての日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	← 全国議長会法制執務アドバイザー(以下「法制アドバイザー」という。)からの「障害のある人(第1項)の定義で社会的障壁を用いているが、その社会的障壁の定義で障害のある人を用いると論理矛盾が生じる」との指摘を踏まえ、修正するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
3 この条例において「差別」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、障害のある人の権利利益を侵害する目的又は効果を有するもの。 (2) 障害種別又は場面によって、合理的な理由なく不利益な取扱いを行うこと。 (3) 障害種別又は場面によって、次項に規定する合理的配慮を怠ること。 〔4項を追加〕	3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。 (1) 〔削除〕 (2) 〔柱書きへ統合〕 (3) 〔柱書きへ統合〕 4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることを含む。 5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するたため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の姿更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。	← 国の障害者政策委員会（差別禁止部会）（以下「差別禁止部会」という。）の意見では、「差別」は「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」とされており、今後の法制化の動きを見据え、用語をそろえるものです。また、「障害の種別」・「あらゆる分野」の表記は、第9条（差別の禁止）にて明示することになります。 ← 上記の修正に伴い、新たに「不均等待遇」の内容を定義するものです。 ← 千葉県の定義を参考に規定していましたが、差別禁止部会の意見に合わせた形に修正するものです。定義規定という性質上、条立てではなく、項立ての規定としております。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(基本理念) 第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。 (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。 (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。 〔4号を追加〕	(基本理念) 第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。 (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。 (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。 〔4〕差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。	← 差別禁止部会の意見中の「理念」において、「本法は、差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであることはならず」とされており、法制化の動きを見据え、基本理念としての内容を追加するものです。 また、この条例は新たに対立関係を生み出すものではないということを明示する意図もあります。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。	(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害者基本法(昭和45年法律第84号)その他の法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。	← 障害者基本法等と調和を図りつつ、施策を充実させることを明記するものです。 具体的には、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(4月1日施行)、発達障害者支援法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、社会福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律、学校教育法、特別支援学校への就学奨励に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)、長崎県福祉のまちづくり条例等になります。
(県と市又は町との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。	(県と市又は町との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。
(市及び町の役割) 第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	(市及び町の役割) 第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(県民等の役割) 第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。	(県民等の役割) 第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、<u>障害及び</u>障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減することのできる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する<u>障害及び</u>障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。(第2項も同じ。) なお、障害のある人の役割を設ける必要があるのではないかとその意見も寄せられましたが、基本理念(第3条)の新第4項として、「新たに対立関係を生み出すものではない」旨を規定し、権利濫用が生じないようにしておりますので、障害のある人に特化した規定を設けることはしておりません。
(財政上の措置) 第8条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	(財政上の措置) 第8条 知事は、<u>障害及び</u>障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。 なお、この条における「必要な財政上の措置」とは、障害のある人の相談に関する調整委員会(第20条)を設けるとともに、相談体制(第29条～第31条)を構築し、差別に該当する事案の解決のための手続を執り行うこと(第32条～第39条)等に必要となる経費を確保することになります。 この条例の趣旨を踏まえ、県民の皆様が、自ら新設・既設の建物のハード面の整備(バリアフリー化)等ができる範囲から行っていたべくことについて、御理解をいただきたいと考えております。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
第2章 障害のある人に対する差別的禁止 (障害を理由とした差別的禁止) 第9条 何人も、障害のある人に対し、障害を理由として、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。	第2章 障害のある人に対する差別的禁止 (▼差別の禁止) 第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、障害の種別によって、又はあらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。	← 「障害の種別」・「あらゆる分野」の表記を、第2条(定義)からこの条へ移行し、内容をより伝わりやすくするものです(「場面」は「分野」へと変更)。 また、「障害を理由として」の表記を削除する理由は、第2条の定義(「不均等待遇」・「合理的配慮」)にその内容が含まれるためです(第10条～第19条でも同様の整理)。 なお、差別禁止部会の意見において、「障害を理由とする差別的禁止」が示されていることを踏まえ、努力規定ではなく禁止規定が適当であると判断するものです。 この条例の法律と関係については、例えば建築物について、建築基準法は安全面の観点から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)及び長崎県福祉のまちづくり条例はバリアフリー化の観点から、それぞれ規制が設けられています。このように、法令の趣旨に応じて、同じ建築物であっても規制の上乗せが行われる場合があります。この条例は、障害のある人に対する差別を禁止するという観点から、県民の皆様に一定の対応をお願いするものであって、現行法令との抵触を生じさせるものではありません。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(福祉サービス提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、本人の意思に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所又は通所を強制すること。 (2) 障害のある人の生命又は身体の安全のためやむを得ない場合を除外し、福祉サービスの提供に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ること。	(福祉サービス提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、<u>障害のある人の意思に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。</u> 2. <u>福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ない認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を命ずってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</u>	← 第12条以下と文末をそろえるため、号立てを項立てへ変更するものです。 ← 本人を具体的に表記するものです。 ← グループホーム(入居)を含ませるものとします。 ← 項立てにすることにより、主語等を追加するものです。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです。 これは、パブリックコメント等において、適用除外の範囲が狭いという意見が寄せられたほか、内閣府から「『その他』を設ける必要があるが、むやみに解釈が広がらない表現にした方がよい」との指摘を踏まえ、差別禁止部会で定義する3要件(客観的・正当・やむを得ない)を参考に、修正するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(医療の提供における差別の禁止) 第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に別段の定めがある場合、障害のある人の自発的意思に基づかない医療を受けるよう強制すること。 (2) 障害のある人の生命又は身体への安全の確保のためやむを得ない場合、医療の提供にこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれを条件に課し、その他不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ること。	(医療の提供における差別の禁止) 第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合、その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限り。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体への安全の確保のためやむを得ない場合、その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に、不均衡待遇を行ってはならない。又は合理的配慮を怠ってはならない。	← 第12条以下と文末をそろえるため、号立てを項立てへ変更するものです。 ← 「特別な事情」を適用除外とするものです(第10条の説明も参照)。 ← 障害のある人の意思確認が困難である場合には、その家族等の意思を考慮する必要があるため、修正を行うものです。 ← 項立てにすることにより、主語等を追加するものです。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。
(商品及びサービスの提供における差別の禁止) 第12条 商品及びサービス(第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合、障害を理由として、商品及びサービスの提供にこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれを条件に課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(商品及びサービスの提供における差別の禁止) 第12条 商品及びサービス(第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合、その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(労働及び雇用における差別の禁止) 第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、<u>障害を理由として、労働者の募集若しくは採用に不利な取扱いを行って</u>はならない。 2 事業主は、<u>労働者に対して、当該合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、障害を理由として、次に掲げる事項について不利な取扱い若しくは変更を行って</u>はならない。 (1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 昇進、配置転換、休職及び復職 (4) 訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件 3 事業主は、<u>労働者が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、障害を理由として、当該労働者を解雇して</u>はならない。	(労働及び雇用における差別の禁止) 第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、<u>その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に不利な取扱いを行って</u>はならない。 2 事業主は、<u>障害のある人に対して、当該合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不利な取扱い若しくは変更を行って</u>はならない。 (1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 昇進、配置転換、休職及び復職 (4) 訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件 3 事業主は、<u>障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合、その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇して</u>はならない。	← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです (第10条の説明も参照)。 ← 「労働者」を「障害のある人」に変更し、条例内の表現の統一を図るものです (第3項において同じ)。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです (第10条の説明も参照)。
		← 「特別な事情」を適用除外とするものです (第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないこと。 (3) 障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。 2 教育関係職員は、学校生活において、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害のない人が負う以上の負担を課してはならない。 3 前2項に掲げるもののほか、教育関係職員は、障害のある人に対して、障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き、教育の機会に關しこれを制約し若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならない。又は合理的配慮を怠ってはならない。	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。 (3) (削除: 第2号に趣旨を統合) 2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均衡待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 3 (削除: 第2項に趣旨を統合)	← 教育委員会が合議制の機関であることを踏まえ、主語を修正するものです。 なお、「教育関係職員」との略称は、第2項でしか用いていないため、略称として規定しないことにしております(第2項の主語も変更)。 ← 「尊重しないこと」で文末を終わらせると、尊重するorしないということにのみ焦点が当たするため、「合意形成を図る」上での前提として、意見の尊重を位置付け、全体の趣旨を理解しやすくするものです。 ← インクルーシブ教育の趣旨を踏まえ、表現を変更するものです。 ← 「不利益な取扱い」を「不均衡待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(建築物の利用等における差別の禁止) 第15条 不特定多数の者の利用に供されることとなる建築物の建築主は、障害のある人の利用を妨げることとなる建築物を建築してはならない。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合は、この限りでない。 2 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、当該建築物が障害のある人の利用を妨げているときは、その利用を確保するための措置を講ずることにより、当該建築物の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。 3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該建築物の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれを条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(建築物の利用)における差別の禁止) 第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ない理由がある特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不平等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 (旧第1項及び第2項は削除)	← 「障害のある人の利用を妨げることとなる建築物」の基準を明確にしない限り、「差別禁止の物差し」として用いることは適当ではなく、実務的に支障があるとの意見が寄せられたことを踏まえ、旧第1項及び第2項を削除するものです。 なお、新第1項(旧第3項)の趣旨を踏まえ、県民の皆様が、自ら新設・既設の建築物のハード面の整備(バリアフリー化)等をして、御範囲から行っていたことについて、御理解をいただきたいと考えております。 さらに、集合住宅等を含めるよう「不特定」を外し、建築基準法の規定に合わせ「占有者」を加えるとともに、「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成15年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。))は、障害のある人の円滑な移動の確保を妨げることとなる旅客施設及び車両等(以下「旅客施設等」という。)を設置し、又は事業の用に供してはならない。 2 公共交通事業者等は、その設置又は管理する旅客施設等が障害のある人の円滑な移動の確保を妨げているときは、その円滑な移動を確保するための措置を講ずることにより、当該旅客施設等の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。 3 公共交通事業者等(は、障害のある人に対して、その設置又は管理する旅客施設等の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該旅客施設等の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。))は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 (旧第1項及び第2項は削除)	← 第15条において、ハード面整備の条項を削除することに伴い、この条においても同様の修正するもの。 なお、新第1項(旧第3項)の趣旨を踏まえ、県民の皆様が、自ら新設・既設の建物のハード面の整備(バリアフリー化)等のできる範囲から行っていただくと考えております。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(不動産取引等における差別の禁止) 第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という。)を行う者及び不動産取引の代理又は媒介を行う者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、不動産取引契約の締結に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 2 不動産の所有者及び管理者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、不動産の居住、利用又はこれらに付随するサービス等の提供に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(不動産取引等における差別の禁止) 第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という。)を行う者又は障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、不動産取引契約の締結に関し、不平等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 2 第2項を削除	← 簡略化した表現とするもの。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。 ← 建築物の利用については、第15条において網羅的に規定しているため、ここでは不動産取引に特化した規定として整理するもの。
(情報の提供等における差別の禁止) 第18条 事業として不特定多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合を除き、障害を理由として、当該情報の提供又は発信に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(情報の提供等における差別の禁止) 第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合の他の客観的に認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	← 「事業として不特定」に限定することなく、対象範囲を広げるため、「多数」と変更するもの。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものです(第10条の説明も参照)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
←(意思表示の受領における差別の禁止) 第19条 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要な意思表示を行う場合において、障害のある人に対して、障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(意思表示の受領における差別の禁止) 第19条 【障害のある人が用いることができ る手段による意思表示ではその意思を確認 することに著しい支障がある場合その他客 観的に正当かつやむを得ないと認められる 特別な事情がある場合を除き】、当該意思表 示を受けることに関し、不均等待遇を行っ てはならず、又は合理的配慮を怠ってはな らない。	← 前段の記述を削除し、見やすくするものとす。 ← 「特別な事情」を適用除外とし、「不利益な取扱い」を「不均等待遇」へ変更するとともに定義で規定される内容を削除するものとす (第10条の説明も参照)。 また、本文中の「受領」を分かりやすく、「受けること」へ変更しております。
第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策 第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会 (委員会の設置) 第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害を理由とした差別に該当する事案 (以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会 (以下「委員会」という。)を置く。	第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策 第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会 (委員会の設置) 第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、<u>障害のある人に対する差別に該当する事案 (以下「対象事案」という。)</u>を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会 (以下「委員会」という。)を置く。	← 第9条において、「障害のある人に対する差別」と修正することに伴い、用語を整理するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(所掌事務) 第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。 (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。 〔3号を追加〕	(所掌事務) 第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。 (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。 〔3〕第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。	← 地域相談員の委託（第30条第2項）及び広域専門相談員の委嘱（第31条第2項）の規定による事務を追加するものです。
(委員会の組織) 第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。	(委員会の組織) 第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。	※ 修正なし
(委員会の委員の任命等) 第23条 委員会の委員は、知事が任命する。 2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体。 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体。 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員会の委員は、再任されることができ	(委員会の委員の任命等) 第23条 委員会の委員は、知事が任命する。 2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員会の委員は、再任されることができ	← 文末が団体(組織)で終わっていたものを、第3号及び第4号に合わせ「者」を規定するよう変更するものです（第2号において同じ。）

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができ	5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができ	
(委員長及び副委員長) 第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議) 第25条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員会、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身に關する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員	(委員長及び副委員長) 第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議) 第25条 委員会、委員長が招集する。 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身に關する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員	※ 修正なし
(会議) 第25条 委員会、委員長が招集する。 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身に關する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員	(会議) 第25条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身に關する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員	※ 修正なし

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。 (守秘義務) 第26条 委員会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (小委員会) 第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。 (庶務) 第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。	会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。 (守秘義務) 第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (小委員会) 第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。 (庶務) 第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。	
(特定相談) 第29条 何人も、県に対し、障害を理由とした差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。	(特定相談) 第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。	← 検察協議において、「この条例に基づき」を入れることの指示があったものです(熊本県でも同様の指示が行われたとのこと)。 ※ 修正なし ※ 修正なし ※ 修正なし

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。	(4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。	
(地域相談員) 第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。 (1) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員 (2) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員 (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であつて、知事が特に適当と認めるもの。	(地域相談員) 第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。 (1) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員 (2) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員 (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であつて、知事が特に適当と認めるもの。	← 具体的に第4号の者として想定されるのは、社会福祉士、精神保健福祉士、ペアレントメンター (発達障害児の親の相談・助言を行う者)、障害福祉に関する民間資格の取得者等で、知事が障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っていると特に認めた者となります。 なお、文末は用語の整理に伴う修正となります。
2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。	2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。	

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。 4 地域相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。 (広域専門相談員) 第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。 (1) 地域相談員に対する指導及び助言 (2) 特定相談のあった事例の調査研究 (3) 第29条第2項各号に掲げる業務 〔4号を追加〕	3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (広域専門相談員) 第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。 (1) 地域相談員に対する指導及び助言 (2) 特定相談のあった事例の調査研究 (3) 第29条第2項各号に掲げる業務 〔4〕 第33条第3項の規定による調査	← 検察協議を踏まえ、調整委員会の委員と守秘義務の規定を合わせるものです。
2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 3 広域専門相談員は、その業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。	2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	← 広域専門相談員にも事実の調査を行わせるために規定の整理を行うものです。 ← 検察協議を踏まえ、調整委員会の委員と守秘義務の規定を合わせるものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
第3節 差別に該当する事案の解決のための手続 (助言又はあっせんの申立て) 第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 2 障害のある人の家族その他の関係者は、必要障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 3 前2項の申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。 (事実の調査) 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。 3 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があつたときは、第1項の調査に協力しなければならない。 〔新第3項を追加〕	第3節 対象事案の解決のための手続 (助言又はあっせんの申立て) 第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 3 前2項の申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。 (事実の調査) 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があつたときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。 〔知事は、必要があるとき認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。〕	← 第20条において、「対象事案」を定義していることに伴い、用語を整理するものです。 ← 誤解に基づく申立てにより企業イメージが傷付くとの意見が寄せられましたが、ここでは広く申立てを受けることを規定しており、申立ての内容が直ちに公開されるものではなく、また、誤解に基づくものであれば、あっせん案の提示とはなりませんので、提示がなければ、当然、勧告・公表に至ることはありません。 用語の整理を行うものです。
		← 用語の整理を行うものです。 ← 広域専門相談員にも事実の調査を行わせるための規定を追加するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
〔新第4項を追加〕 2 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、前項の調査に協力しなければならぬ。 4 第1項の調査を担当する県職員は、同項の調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人がこれを提示しなかったときは、これを提示しなければならぬ。 5 第1項の調査の権限は、犯罪捜査のために認められなければならない。	4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、この調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められなければならない。	← 広域専門相談員の調査時における地域相談員の協力義務を規定するものです。 ← 「正当な理由」の規定を追加するもの。 (例)入院中、海外旅行中等 ← 広域専門相談員にも事実の調査を行わせるために規定の整理を行うものです(第7項において同じ)。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(助言又はあっせん) 第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。 2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。 (1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。 (2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。 3 委員会は、前項の規定により、助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。 4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があるとき、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	(助言又はあっせん) 第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。 2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。 (1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。 (2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。 3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。 4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があるとき、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	← 規定の見直しにより、用語の整理を行うものです。
(勧告) 第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。 2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。	(勧告) 第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。 2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。	※ 修正なし ← 差別禁止部会の意見において、「悪質である」と認められるような事案については勧告・公表を行う等の解決の実効性を図る仕組みが検討されるべき」と示されているところでもあります。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(意見の聴取) 第36条 知事は、前条の勧告をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。 (公表) 第37条 知事は、第35条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	(新第37条へ移動) ※ 第36条と第37条の順番の入替え (公表) 第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	
(旧第36条から移動)	(意見の聴取) 第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告を公表することができる。	← 公表があることにより、事案の発生の抑止力にもつながることから、規定の必要があるとの判断によるものです。 なお、差別禁止部会の意見において、「悪質であると認められるような事案については勧告・公表を行う等の解決の実効性を図る仕組みが検討されるべき」と示されているところでもあります。 ← 勧告に加え、公表の前にも意見の聴取を行うことにより、条例内容の実効性を高めるものとするものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(助言又はあっせんの手続の終了) 第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。 (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。 (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。 2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。	(助言又はあっせんの手続の終了) 第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。 (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。 (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。 2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。	※ 修正なし
(訴訟の援助) 第39条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てを行った者が対象事案に係る訴訟(民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停及び労働審判法(平成16年法律第45号)に基づく労働審判手続を含む。以下同じ。)を提起する場合において、対象事案関係者が第35条の勧告を受けたにもかかわらずなお助言案又はあっせん案を受諾していないときは、当該訴訟に関する費用の立替えを行うことができる。 2 前項の規定により立替えを受けた者は、対象事案に係る訴訟が終了したときは、当該立替えに係る金額に相当する額を返還しなければならない。 3 知事は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による立替えに係る金額に相当する額の全部又は一部の返還を猶予することができる。	(訴訟の援助) 第39条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てを行った者が対象事案に係る訴訟(民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停及び労働審判法(平成16年法律第45号)に基づく労働審判手続を含む。以下同じ。)を提起する場合において、対象事案関係者が第35条の勧告を受けたにもかかわらずなお助言案又はあっせん案を受諾していないときは、<u>規則で定めるところにより</u>、当該訴訟に関する費用の立替えを行うことができる。 2 前項の規定により立替えを受けた者は、対象事案に係る訴訟が終了したときは、<u>規則で定めるところにより</u>、当該立替えに係る金額に相当する額を返還しなければならない。 3 知事は、前項の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところにより</u>、第1項の規定による立替えに係る金額に相当する額の全部又は一部の返還を猶予又は免除することができる。	← 法デラスによる援助制度はありますが、知事の勧告まで至るものもなお是正されない悪質な事案に対して、司法手続を利用して解決を図る場合において、申立者が経済的な理由により提訴できず、悪質な事案が放置されたままになるというのは、福祉の増進という観点から好ましいものではないという理由により、この条例としても援助制度を設けることにするものです。 被申立者の状況(経営規模等)に応じて対応可能なあっせん案を提示し、それが受諾されない場合で、知事がそのあっせん案の内容を適当と認めた上で勧告した事案が対象となり、被申立者へ援助することは制度の趣旨から適当ではないとの判断により、申立者のみを対象としています。 ← 必要な手続、資力要件等は、規則で定めま す。また、免除ができることにしております。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。 ← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。
第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。
第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	第4章 障害のある人に対する理解を深めるための施策 (表彰) 第40条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。 (県民の理解と関心の増進) 第41条 県は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進を図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要施策を講ずるものとする。 第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 (推進会議の設置) 第42条 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(建議) 第43条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、 ▼自ら調査審議し、必要と認められる事項を 知事に建議することができる。 (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっ ている制度、慣行等に関する事項 (2) ▼障害のある人に対する理解を深め差別 をなくすための取組を担う人材の育成に 関する事項 (3) この条例の施行の状況に関する事項 (4) その他▼障害のある人に対する理解を深 め差別をなくすために必要な事項 2 知事は、前項の規定により推進会議が述べ た意見を尊重しなければならない。 (推進会議の組織) 第44条 推進会議は、委員35名以内をもって組 織する。	(建議) 第43条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、 知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認 められる事項を知事に建議することができ る。 (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっ ている社会的障壁に関する事項 (2) 障害及び障害のある人に対する理解を 深め差別をなくすための取組を担う人材 の育成に関する事項 (3) この条例の施行の状況に関する事項 (4) その他障害及び障害のある人に対する 理解を深め差別をなくすために必要な事 項 2 知事は、前項の規定により推進会議が述べ た意見を尊重しなければならない。 (推進会議の組織) 第44条 推進会議は、委員35名以内をもって組 織する。	← 法制執務アドバイザーからの「推進会議 は、地方自治法の規定上、附属機関としてし か位置付けられず、知事の諮問なしに自ら調 査審議できるとすることは適当ではない」と の指摘を踏まえ、修正するものです。 ← 第2条(定義)の用語とそろえるものです。 ← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、 追加するものです。(第4号において同じ。)
		※ 修正なし

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(推進会議の委員の任命等) 第45条 推進会議の委員は、知事が任命する。 2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (座長及び副座長) 第46条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。	(推進会議の委員の任命等) 第45条 推進会議の委員は、知事が任命する。 2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (座長及び副座長) 第46条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。	← 文末が団体(組織)で終わっていたものを、第3号及び第4号に合わせ「者」を規定するよう変更するものです(第2号において同じ。) ※ 修正なし
(分科会) 第47条 推進会議に、特定の分野における第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。 2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。	(分科会) 第47条 推進会議に、特定の分野における第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。 2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。	※ 修正なし

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
(長崎県障害者施策推進協議会等との連携) 第48条 推進会議は、第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。	(長崎県障害者施策推進協議会等との連携) 第48条 推進会議は、第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。	※ 修正なし
(準用) 第49条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。	(準用) 第49条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。	※ 修正なし
第6章 雑則 (規則への委任) 第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第6章 雑則 (規則への委任) 第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	※ 修正なし
(罰則) 第51条 第26条(第49条において準用する場合を含む。)又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第51条 第26条(第49条において準用する場合を含む。)又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	※ 修正なし

原 案 (平成24年9月6日時点版)	修 正 案	修正の内容等
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3章、第5章及び第51条の規定は平成25年7月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、<u>公布の日</u>から施行する。	← 全面施行は平成26年4月1日からですが、必要な準備行為を公布日(平成25年6月頃を予定)から行えるようにするため、このように規定しています。 全面施行を公布から約9箇月後としてい るのは、地域相談員及び広域専門相談員に 対する研修等を通じ、実際の業務に必要とな るスキルを十分に身に付けていただく期間を 確保するためです。 また、この条例が新たに対立概念を生み出 すというのではなく、現状に不都合がある 事案を改善していくという観点から用いら れるものであることについて、県民の皆様 に対する周知の期間を十分に確保しようとす る意図もあります。
(見直し) 2 障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等に関し、必要な見直しが行われるものとする。	(見直し) 2 <u>障害及び</u>障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に 関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。	← 「障害及び」の語句が漏れていたものを、追加するものです。

◎ 意見交換・意見照会・パブリックコメントにおける意見の主な内容

※ 原案の条文に対する意見になります。

【前文関係】

- ①前文に「平和」が5回も出てくる。

【第1条（目的）関係】

- ①「差別」ではなく「障害者の権利擁護」が適当である。
- ②対等という表現は、誤解を生じやすく、「等しく」がよい。
- ③障害の種別ごとの規定が盛り込まれていない。

【第2条（定義）関係】

- ①「合理的配慮」は、単独の条項とすべきである。
- ②「合理的配慮」は、具体的な事例を増やして、分かりやすく伝える必要がある。
- ③障害者のニーズは多種多様であるが、事業者は「合理的配慮」をどこまでしなければならないのか。また、大規模事業者には負担とならない対応も小規模事業者にとっては過度の負担となる場合がある。
- ④発達障害の全てが精神障害に分類されており不適切である。
- ⑤精神障害と発達障害は全く別の障害である。
- ⑥「精神障害（発達障害を含む。）」は、一つにくくると一緒だと一般の人は感じるのではないか。
- ⑦発達障害について、あらためて法律等と照らし合わせてもらいたい。

【第7条（県民等の役割）関係】

- ①共生社会の実現には、障害のある人の努力も求められることから、その旨を追加してはどうか。
- ②障害者が留意・努力する事項を入れてはどうか。

【第8条（財政上の措置）関係】

- ①予算がないためできないということにはならないか。
- ②市町が独自予算で対応しなければならなくなると、長く続かないのではないかと感じる。
- ③施設整備のための財政措置も盛り込むべきではないか。

【第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）関係】

- ①福祉施設を経営する立場としては、差別の禁止となるとハードルが高い、努力規定にしてもらいたい。

【第11条（医療の提供における差別の禁止）関係】

- ①認知症、精神障害、知的障害等自己の症状を的確に判断できない障害者に関しては、どの様に考えるか。別段の定めがある場合の後に、「障害のある人が意思伝達不可能の場合」を追加してはどうか。
- ②他の療養患者への配慮のために行われる行為に関しては、どの様に考えるか。
- ③禁止項目とせず、「障害に基づくその性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、適切な医療を受けることができるように支援が必要である。」等としてはどうか。

【第12条（商品及びサービスの提供における差別の禁止）関係】

- ①事業者側の合理的理由（経済的・物理的合理性等）による適用除外条項を、千葉県条例等を参考にして、盛り込むべきである。
- ②不利益な取扱い・合理的配慮が広範で不明確であるので具体的な対応が難しい。また、適用除外についても内容が不明確である。
- ③障害者のニーズは多種多様であるが、事業者は「合理的配慮」をどこまでしなければならぬのか。また、大規模事業者には負担とならない対応も小規模事業者にとっては過度の負担となる場合がある。
- ④合理的配慮が義務付けられているが、事業者等に過度の負担をもたらす場合には、そのような義務を負わないようにしてもらいたい。
- ⑤様々な分野において、障害者の要望があり、要望の全部に対応できれば何も問題はないが、現実的には事業者が障害者の満足する対応を行いたくても、企業規模、企業体力、立地面、運営面等により対応できないケースが多い。よって、障害者権利条約及び障害者の意見・要望は十分理解するが、千葉県、熊本県条例に規定されている「その他の合理的な理由」を本県も規定し、ある程度弾力的な条例となるよう希望する。
- ⑥事業主等にとって非常に過度な負担をもたらす場合は、そのような義務を負わないという条項をお願いしたい。
- ⑦日頃から障害者に対しては常識的な対応をしている。ただし、立地場所、資金面、業種面により対応できない場合もあるので、千葉県の条例にもあるように、「その他の合理的な理由」という例外事項を考慮してもらいたい。

【第13条（労働及び雇用における差別の禁止）関係】

- ①事業者側の合理的理由（経済的・物理的合理性等）による適用除外条項を、千葉県条例等を参考にして、盛り込むべきである。
- ②障害者のニーズは多種多様であるが、事業者は「合理的配慮」をどこまでしなければならないのか。また、大規模事業者には負担とならない対応も小規模事業者にとっては過度の負担となる場合がある。
- ③合理的配慮が義務付けられているが、事業者等に過度の負担をもたらす場合には、そのような義務を負わないようにしてもらいたい。

【第14条（教育における差別の禁止）関係】

- ①今の社会情勢や教育の現状を考えた場合、当然制定すべきである。
- ②内容的には日頃から取り組んでいることであるが少し文言が厳しい。言い回しが断定的であり、もう少し優しい表現はできないものか。
- ③第2項「障害のない人が負う以上の負担を課す」について、これまでの学校教育活動の中ではこのようなことはなかった。この表現は変更できないのか。
- ④第3項は「…を除き」と前置きをしながらも、剥奪・制限し、条件を課し、その他不利益というような表現であるため、学校の中では違和感がある。
- ⑤第1項（3）の「合意形成を図ろうとしないこと」を「合意形成を行わないこと」に修正すべきである。原案は、「合意形成を図ればそれでいい。合意形成ができたかできなかったかの結果は問わない」ということであり、（1）「保護者の意見を尊重しないこと」と矛盾している。
- ⑥第3項の「障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き」は、「必要な場合には、教育の機会の剥奪や制限、条件付け、不利益な取扱い、合理的配慮の怠り（をしてもよい）」ことになるが、これらの禁止内容の除外が許される正当な理由があるのか。
- ⑦保護者及び保護者団体等の差別禁止条項に関し、歴史的事実として集団的な差別事例には、保護者や保護者団体が関与し、重要な役割を果たしている。そのため、この規定を設けることができないか。
- ⑧適用除外により、この条例は「骨抜き」の印象がある。
- ⑨文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、基本的に努力義務的な表現であるのに対し、本条例案では、全て禁止又は否定表現である。
- ⑩14条のみならず本条例の施策遂行のためには、長崎県の財源の裏打ちも含めた今後の見通しの提示がほしい。

- ⑪否定的文言で表現され、「行為を行ってはならない」と禁止することは、教育の現場にはそぐわない。第7条（県民等の役割）のように、「…努めるものとする」の形式で表現する方がよい。
- ⑫現在でも、就学に関しては保護者の意向を優先している。また、合意形成のために保護者と市教委・町教委と話し合いは開かれている。しかし、保護者の中には、通常学級で生活することにこだわり、合意形成のための話し合いの席にすら着かないことも多い。
- ⑬「行為を行ってはならない」と条例で禁止する事項は、誰からも確認しうる行為又は行動でなければならない。そうでなければ、判断基準が、当事者間によって違いがあるため、紛糾のもとになりやすい。
- ⑭「教育の機会に関しこれを剥奪し若しくは制限し」を教育関係者に課するのではなく、子どもの「自立と成長」を図ろうとせず、十分な情報も得ようとしないで、たとえば発達に関する検査をかたくなに受けさせないような保護者に課すべき項目と考える。
- ⑮第2項について、教育上の「負担」は受け取る側の心理状態によっても変わり、障害に応じて自立に向かって求められる努力が大きい場合もあることから、これは不要ではないか。
- ⑯高等学校における特別支援教育は確実に進んではいるものの、まだまだいろいろな課題を抱えているのも事実である。そういう状況の中、このような条例が制定されることは、たいへん意義深くありがたい。
- ⑰就学に関しては、保護者や専門家等の意見を踏まえ総合的に判断すべきであり、保護者の意見だけではない。
- ⑱障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図るためには、それに伴う経済的支援も必要となってくる。また、例えば、教材、補助具等の個別の予算要求に対応できるのか不安である。
- ⑲第3項の「学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要」という文言は、学校教育法の「特別支援学校の目的」又は「一般学校での特別支援教育の目的」にある言葉である。そのため、特別支援教育の現場にはこの条例が適用されないということになるのか。しかし、特別支援教育の現場は差別と無縁ではなく、この適用除外の削除を要望する。
- ⑳本県において、特別支援学校の離島地区への高等部分教室設置が進む中、また、特別支援教育におけるインクルーシブ教育の推進が提唱される中、このような条例の制定はまさに時機を得たものである。
- ㉑教育の部分は、禁止ではなく努力義務とする必要があるのではないかと。

- ②②補助員を入れるにも予算が要る。できるだけ対応しているつもりだが、実際に運営していくためには、それぞれできるところまでの範囲というものを理解してもらうということも必要ではないか。
- ②③「尊重しない」という極めて第三者が見づらい文言は不適切である。はっきりした尺度のない状態での文言を使うということは、現場に混乱をもたらす。
- ②④第14条第3項を裏返せば、自立を図るためにこのようなことが行われているともとられかねない。教育の機会に関して、剥奪、制限、条件を課すというのは、非常に誤解を生む表現ではないか。
- ②⑤発達の過程における障害、特に多動性、これはどこでもいる。その対応でスタッフがオーバーワークになる。人員が足りないということで、やむを得ず断らざるを得ないというケースもある。言葉の扱いについては配慮してもらいたい。
- ②⑥憲法第26条の教育の機会均等において、「その能力に応じて、ひとしく」とあるが、最近は「保護者や生徒のニーズに応じて」と言われる。多様な進路として、特別支援学校もある中で、自分の子どもに最も適した学校を選んでもらいたい。

【第15条（建築物の利用等における差別の禁止）関係】

- ①「建築主は、その他の合理的な理由がある場合を除き、」のように、ただし書きを入れ込むのが良い。熊本県と同様に他の条項にも。
- ②利用確保のための措置について、改築等の費用面、対応すべき範囲等、既存建物の場合には、対応が困難なものもあるのではないか。
- ③事業者側の合理的理由（経済的・物理的合理性等）による適用除外条項を、千葉県条例等を参考にして、盛り込むべきである。
- ④全て、禁止条項となっているが、努力規定では駄目なのか。
- ⑤「社会通念上相当と認められる範囲」とは、具体的にはどのようなものか。
- ⑥改修に必要な補助金は出るのか。
- ⑦ソフト面を含めての措置を考慮できるのであれば、ハード面での義務規定を外し、努力規定とすることがより現実的である。
- ⑧構造上可能な場合には、義務規定とされることもやむを得ないものと思う。
- ⑨改修・改築等は事業者の負担が大きい。
- ⑩すでに福祉のまちづくり条例があり、細かく定められているのに、こういう中途半端なことをされては仕事がやれない。福祉のまちづくり条例一本に絞っていいのではないか。
- ⑪第15条第1項の後半に、ただし書きがあるが、他の条項においても同様の表現としてもらいたい。

【第16条（交通機関の利用における差別の禁止）関係】

- ①「供してはならない」は大変厳しい表現であり、移動円滑化促進法の内容よりも厳しいものであるので、表現の緩和をしてもらいたい。
- ②第1項は削除してもらいたい。既存の施設で適用できないものは設置及び使用ができないこととなり、バス会社の置かれた経営環境からは、実現は困難と考える。
- ③第2項の末尾に「向上させなければならない」とあるが、「向上させるよう努めなければならない」と努力規定にしてもらいたい。仮に、これが義務付けられた場合、移動の確保を妨げているときの判断基準が明確でないため、事業者は多大な財政的負担を強いられることとなる。
- ④過大な義務を負わせることになるので、「合理的配慮」を本条でも生かす表現が必要である。
- ⑤事業者側の合理的理由（経済的・物理的合理性等）による適用除外条項を、千葉県条例等を参考にして、盛り込むべきである。
- ⑥合理的配慮が義務付けられているが、事業者等に過度の負担をもたらす場合には、そのような義務を負わないようにしてもらいたい。
- ⑦第1項を削除し、第2項を「向上させなければならない」から「向上に努めなければならない」とする。バリアフリーに適合していない旅客施設等が多くあり、また、改善するには大きな経費と時間を要するため。
- ⑧第3項で「利用に条件を課し」とあるが、条件とは何か。タクシーの場合、身体障害者に手帳の提示をお願いして、ちらっとしか見せてくれず、手帳の番号を控えることができなかつたら、割引分を運転手が負担しないといけない。こういうことについて、きちっとした解釈を示してもらわないと困る。
- ⑨もともと「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」があるが、第1項は新たに導入する場合としてもらいたい。また、第2項は努力義務にしてもらいたい。なお、バスに限らず、交通関係事業者は、法律に基づいて円滑に運用していると理解しており、細かい基準がないような状態を定められるよりも、この法律に委ねていてもいいのではないか。

【第17条（不動産取引等における差別の禁止）関係】

- ①事業者側の合理的理由（経済的・物理的合理性等）による適用除外条項を、千葉県条例等を参考にして、盛り込むべきである。
- ②単純に、障害を理由として、契約を拒否することはなくすべきであるが、障害の内容等によっては、行為能力にかかわる場合がある。そのため、制限行為能力者であるかどうかの判断がつかない場合には、契約を拒否することも考えられる。
- ③第2項の最後に第15条と同じくただし書きを付け加えてもらいたい。
- ④合理的配慮が義務付けられているが、事業者等に過度の負担をもたらす場合には、そのような義務を負わないようにしてもらいたい。
- ⑤「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」があるのに、こういう条例を使わないとカバーできないのか。
- ⑥不動産業者は、後見人がいない場合では、後で契約を取り消される恐れがある。「法律に別段の定めがある場合を除く」とあるが、これの言い回しでは、現場は混乱する。特に不動産の場合は、金額が高額だから、配慮をお願いしたい。また、バリアフリー対応を求められ、そこまでして貸したくないという時に、断れないということでの経済的負担はどうするのか。第17条の第1項と第2項は、大ざっぱ過ぎる。

【第18条（情報の提供等における差別の禁止）関係】

- ①過大すぎるため、情報提供を求められた場合のみでよい。
- ②情報提供は必要であり、自治体で格差があるのは困る。社会生活が当然のごとく営める条例の実行を願う。
- ③「バリアフリー放送」は、「平成29年度迄に対象となる放送番組の全てに字幕を付与する」等とした総務省の指針があり、各放送局はこの指針に沿って、自主的にバリアフリー放送の充実・拡充に取り組んでいる。しかし、生放送への字幕対応等の人的・物的負担は規模の小さい地方放送局には重いものがある。以上の点を踏まえ、「…努めなければならない」と、努力規定に改めてもらいたい。
- ④この条例が原案のまま施行された場合、施行された途端に十分なバリアフリー構想がなされていないということをもって差別していると解釈される余地があり、努力規定にすることはできないのか。
- ⑤業務として不特定多数に情報を提供していく、これは主にメディアを念頭にしていう表現だと思うが、先進県の例を見ると、障害を理由に情報の提供を拒否・制限する行為自体が差別に当たるという規定になっているものが多く、主体をメディアに限定していない。情報の提供は、行政、一般の企業においても同様である。

【第19条（意思表示の受領における差別の禁止）関係】

- ①意思表示ができない人は、どうなるのか。特段の配慮、例えば手話通訳等が必要になるのか。

【第22条・第23条（調整委員会）関係】

- ①委員数20名は多い。熊本県は15名である。
- ②任期3年は長い。熊本は2年である。
- ③法令の専門家の委員の設置を明文化してはどうか。
- ④委員は、公平・公正な判断が期待できるメンバー構成としてもらいたい。

【第30条（地域相談員）関係】

- ①身体・知的・精神障害相談員では、発達障害特有の悩みや思いが通じない可能性がある。相談員の中に、発達障害のある人とその家族のための専門性の高い相談員を置いてもらいたい。
- ②医療の必要な重症心身障害児の相談に乗れる専門性の高い者が不足している。医療と福祉と教育の全てをつなげられる相談員がいらないに等しい。ここにも配慮してもらいたい。
- ③地域相談員について、知事が委託することができる規定であるが、市町の行う身体障害者、知的障害者の相談員に委託するということで、これも市町でやっているの、そのまま市町でという話になるのではないかと懸念する。
- ④民生委員の場合、担当地区の全ての人を把握し、相談に常に応じる一番身近な窓口だが、個人情報の弊害により状況把握もなかなか難しい。そういった意味で、総合相談の窓口がどこにあり、どう育成していくか、また、情報公開をどこまでやっていくのかも含めて協議してもらいたい。

【第32条（助言又はあっせんの申立て公表）関係】

- ①知事に申し立てるようになってきているが、市に業務が来ることが想定される。何でも市に来る可能性があることを危惧する。

【第35条（勧告）関係】

- ①「差別に該当する事案の解決のための手続」に関し、誤解に基づいた申立てというのは必ずある。結果的には誤解で終わることもあるかもしれないが、申し立てられたという事実だけが残る、企業イメージが傷つくこともあるので、慎重に取り扱ってもらいたい。したがって、勧告、公表、罰則はなくしてもらいたい。

【第37条（公表）関係】

- ①公表することができると記載されているが、私立で公的補助を受けていないにもかかわらず、公表を行うのか。
- ②企業名等の公表については、企業を倒産に追い込む可能性があるので慎重な対応をお願いしたい。
- ③公表は、この条例を3年間程度運用して、対象事案としてどのような案件が申し立てられるのか、知事の勧告に従わない事例がどのようなケースで発生するのかを見極めた上で、導入の可否を判断することにしてもらいたい。

【第39条（訴訟の援助）関係】

- ①行政が申立て者にのみ支援を行うのは公平性・妥当性を欠くのではないか。被申立て者が、県内の中小零細事業者等であるとき等、一定の要件を満たす場合には、申立て者同様に行政の支援が受けられる制度にしてもらいたい。

【第44条（推進会議）関係】

- ①委員35名は多いと思う。少なくできないか。

【その他】

- ①障害者への心配りは必要であるが、あまりにも障害者の権利に重点をおいた条例となっている。障害者を大事にするあまり、一般的経済活動に支障を来たすような条例であってはいかかなものか。
- ②条例案の精神・理念については充分理解を示すところであるが、昨今の経済状況の中で、中小企業の置かれている環境は極めて厳しく、条例の制定により、地域の中小企業の経営を圧迫するような過度の規制や義務を強いることのないよう配慮をお願いしたい。
- ③障害者側と事業者側（条例で規制を強いられる立場の者）が同席する場での意見交換では、自由な発言がしにくいのではないか。
- ④障害者対応の物件（マンション等）がなく、貸したくても貸せない状況である。差別はしたくないが、建物が対応していないケース、障害者の内容によっては、現実的には難しい場合もある。リフォームに、バリアフリー・障害対策等の助成金など出るとよい。
- ⑤「障害のある人もない人も共に生きる」とあるが、障害者が留意・努力する事項が全く入っていない。少なくとも病院では、診療に協力し、療養に努めるぐらいの文言があってもよいのではないか。

- ⑥「禁止」よりも「理念」とすることが現状では必要と思われる。全く障害のない人と同等との考えになると、現在、障害者には障害年金、福祉医療等の手当が行われているが、そのような手当もなくなることが予想されるので、現状ではまだ賛成しかねる。
- ⑦商工業者の負担の軽減を考慮してほしい。
- ⑧条例案の検討段階から事業主団体等も含め、より幅広く参画を呼び掛けてもらいたい。
- ⑨条例の説明会等を各地で開催することで、県民への広報・周知をもっと図るべき。分からない状況の中で、急に意見を求められても意見が言えない。同じ会場で、障害者と一般人（企業）が意見を交わすことは、否定的な意見が言えない環境にあり、議論を深めることができない難しさがある。
- ⑩使用者が「合理的配慮」や「障害者に適切な労働をしてもらう」ためには、障害の程度を使用者へ告知する義務を持たせるべきではないか。
- ⑪基本的には条例案のままでよいと思う。こうした条例が前向きに検討されていることは、時代や社会の趨勢とはいえ誠に素晴らしいことであり、特に「前文」の理念には共感する。
- ⑫条例内容の周知と実現をお願いしたい。条例が制定された後のことが気になる。あえて、このように特化された条例が制定されようとするところに、現代社会の大きな課題を感じる。

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（案）

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 障害のある人に対する差別の禁止（第9条―第19条）

第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条―第28条）

第2節 相談体制（第29条―第31条）

第3節 対象事案の解決のための手続（第32条―第39条）

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第40条・第41条）

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第42条―第49条）

第6章 雑則（第50条・第51条）

附則

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その実現に寄与する役割を担っている。

平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、慢性疾患等の疾病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。

4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。

(2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。

(4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市又は町との連携）

第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市及び町の役割)

第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障害のある人に対する差別の禁止

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、障害の種別によって、又はあらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

- 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(商品及びサービスの提供における差別の禁止)

第12条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(労働及び雇用における差別の禁止)

第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- 2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
- (3) 昇進、配置転換、休職及び復職
- (4) 訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) その他の労働条件

- 3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

(教育における差別の禁止)

第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。
- (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

- 2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(建築物の利用における差別の禁止)

第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(交通機関の利用における差別の禁止)

第16条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(情報の提供等における差別の禁止)

第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(意思表示の受領における差別の禁止)

第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会

(委員会の設置)

第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(委員会の組織)

第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員会の委員の任命等)

第23条 委員会の委員は、知事が任命する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

- 3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の委員は、再任されることができる。
- 5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

(委員長及び副委員長)

第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。
- 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

第2節 相談体制

(特定相談)

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

(地域相談員)

第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの

- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(広域専門相談員)

第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第29条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第33条第3項の規定による調査

- 2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

- 2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に関し、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。
- 3 前2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

- 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
- 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（助言又はあっせん）

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

（1）助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

（2）対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

- 3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

- 4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

（公表）

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（意見の聴取）

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

(1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。

(2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

(訴訟の援助)

第39条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てを行った者が対象事案に係る訴訟（民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停及び労働審判法（平成16年法律第45号）に基づく労働審判手続を含む。以下同じ。）を提起する場合において、対象事案関係者が第35条の勧告を受けたにもかかわらずなお助言案又はあっせん案を受諾していないときは、規則で定めるところにより、当該訴訟に関する費用の立替えを行うことができる。

2 前項の規定により立替えを受けた者は、対象事案に係る訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該立替えに係る金額に相当する額を返還しなければならない。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、第1項の規定による立替えに係る金額に相当する額の全部又は一部の返還を猶予又は免除することができる。

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

(表彰)

第40条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

(県民の理解と関心の増進)

第41条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

(推進会議の設置)

第42条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(建議)

第43条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
- (3) この条例の施行の状況に関する事項
- (4) その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

(推進会議の組織)

第44条 推進会議は、委員35名以内をもって組織する。

(推進会議の委員の任命等)

第45条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第46条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

(分科会)

第47条 推進会議に、特定の分野における第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

(長崎県障害者施策推進協議会等との連携)

第48条 推進会議は、第43条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

(準用)

第49条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会

議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第51条 第26条（第49条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

(見直し)

- 2 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

◎ 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（案）の概要

【条例の構成】

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害のある人に対する差別の禁止（第9条—第19条）

第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条—第28条）

第2節 相談体制（第29条—第31条）

第3節 対象事案の解決のための手続（第32条—第39条）

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第40条・第41条）

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第42条—第49条）

第6章 雑則（第50条・第51条）

附則

【第1章 総則】

・目的（第1条）

障害のある人に対する差別を禁止すること等により、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる「共生社会」の実現に寄与する。

・定義（第2条）

① 「障害のある人」、② 「社会的障壁」 及び

③ 「差別」（④ 「不均等待遇」 ・ ⑤ 「合理的配慮」 ）を定義している。

・基本理念（第3条）

① 「完全参加と平等」、② 「居住の自由」、

③ 「誰もが障害を有することとなる可能性があり、他人事として考えるべきでない」という概念 及び

④ 「県民を差別者・被差別者とに分けて対立を煽るものではない」という概念をそれぞれ規定している。

・県の責務（第4条）

・県と市又は町との連携（第5条）

・市及び町の役割（第6条）

・県民等の役割（第7条）

① 県民等が自らの理解を深め障害のある人に優しい社会づくりに寄与すること 及び

② 行政の施策に協力すること を求めている。

・財政上の措置（第8条）

【第2章 障害のある人に対する差別の禁止】

障害のある人に対する、あらゆる差別を禁止（第9条）するとともに、10の分野における差別の禁止を特に明記することにより、その実現を図るものである。

※以下のほか、条文には「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」がある。

① 福祉サービスの提供における差別の禁止（第10条）

【適用除外】サービス提供：障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合

② 医療の提供における差別の禁止（第11条）

【適用除外】医療の強制：法令に別段の定めがある場合

医療の提供：障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合

③ 商品及びサービスの提供における差別の禁止（第12条）

【適用除外】サービス提供：サービスの本質を著しく損なうこととなる場合

④ 労働及び雇用における差別の禁止（第13条）

【適用除外】募集・採用等：合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合

⑤ 教育における差別の禁止（第14条）

※ 教育については、障害のある人に対する教育の趣旨を踏まえ、「…の場合」というような規定の仕方とはしていない。

⑥ 建築物の利用における差別の禁止（第15条）

【適用除外】施設の利用：構造上やむを得ない場合

⑦ 交通機関の利用における差別の禁止（第16条）

【適用除外】施設の利用：構造上やむを得ない場合

⑧ 不動産取引等における差別の禁止（第17条）

【適用除外】契約の締結：法令に別段の定めがある場合

⑨ 情報の提供等における差別の禁止（第18条）

【適用除外】情報の提供：障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合

⑩ 意思表示の受領における差別の禁止（第19条）

【適用除外】意思の受領：障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合

【第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策】

1. 障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条―第28条）

＜設置目的＞ 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案（対象事案）を解決すること。

＜所掌事務＞ ① 助言又はあっせん

② 相談体制に関する重要事項の調査審議

③ 地域相談員の委託 及び 広域専門相談員の委嘱 に対する意見具申

＜委員数＞ 20名以内

＜構成＞ ① 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関・民間団体の代表者

② 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体の代表者

③ 学識経験者

④ その他知事が必要と認める者

＜任期＞ 3年（再任可能）

＜その他＞ 守秘義務（罰則付き）あり。小委員会の設置が可能。

2. 相談体制（第29条―第31条）

誰でも、障害のある人に対する差別に関する相談（特定相談）を行うことができ、この特定相談の業務を担う「地域相談員」を設けるとともに、地域相談員に対する指導・助言等を行うことのできる「広域専門相談員」を設けることとしている。

＜県の業務＞ ① 必要な助言・情報提供

（第29条） ② 特定相談に係る関係者間の調整

③ 関係行政機関への通告、通報その他の通知

④ 助言又はあっせんを求めるための申立てに関する援助

＜地域相談員＞ ① 身体障害者相談員

（第30条） ② 知的障害者相談員

③ 精神保健福祉相談員

④ 社会的信望と障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持つ者であって、知事が特に適当と認めるもの。

※ 守秘義務（罰則なし）あり。

＜広域専門相談員＞ ① 地域相談員に対する指導及び助言

（第31条） ② 特定相談のあった事例の調査研究

③ 上記に掲げる県の業務

④ 知事の要請に基づく事実の調査業務（第33条）

※ 守秘義務（罰則付き）あり。

3. 対象事案の解決のための手続（第32条―第39条）

＜助言又はあっせんの申立て＞ 障害のある人やその家族その他の関係者は、
(第32条) 対象事案の解決のために申立てができる。

↓

＜事 実 の 調 査＞ 知事が申立てに係る事実の調査を行う。
(第33条) 地域相談員及び広域専門相談員に調査協力の義務あり。
↓ なお、必要に応じ、広域専門相談員に調査を依頼できる。

↓

＜助言又はあっせん＞ 知事からの求めを受け、「障害のある人の相談に関する調整委員会」
(第34条) は、助言又はあっせんを行う。

↓

＜勧 告＞ 委員会からの求めを受け、知事は、助言案又はあっせん案を受諾し
(第35条・第36条) ない関係者に対し、意見聴取を行った上で、必要に応じ、助言案又
↓ はあっせん案の受諾に関する勧告を行う。

↓

＜公 表＞ 知事は、勧告の対象者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、
(第37条) 意見聴取を行った上で、その旨を公表することができる。

↓

＜手 続 の 終 了＞ ① 助言案又はあっせん案が受諾されたとき
(第38条) ② 助言又はあっせんの必要がなくなったとき

※ 助言又はあっせん制度を補完するものとして、訴訟の援助（第39条）の規定あり。

【第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策】

- ・表彰制度（第40条）
- ・県民の理解と関心の増進（第41条）

【第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議】

＜設置目的＞ 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進すること。

＜建議事項＞ ① 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
② 理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
③ この条例の施行の状況に関する事項
④ その他理解を深め差別をなくすために必要な事項

＜委員数＞ 35名以内

＜構成＞ ① 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関・民間団体の代表者
② 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体の代表者
③ 学識経験者
④ その他知事が必要と認める者

＜任期＞ 3年（再任可能）

＜その他＞ 守秘義務（罰則付き）あり。分科会の設置が可能。

【第6章 雑則】

- ・規則への委任（第50条）：助言又はあっせんに係る申立書等の手続的なものを予定
- ・罰則（第51条）：守秘義務違反に対するもの…1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ① 障害のある人の相談に関する調整委員会の委員（第26条）
 - ② 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の委員（第49条）
 - ③ 広域専門相談員（第31条第3項）
- ※ 地域相談員（第30条第4項）については、類似の業務を担う民生委員に罰則がないため、この条例においても罰則を設けていない。（千葉県・熊本県も同様）

【附 則】

- ・施行期日
 - ① 平成26年4月1日：下記②を除く部分
 - ② 公布日（平成25年6月頃を予定）：
第3章第1節（障害のある人の相談に関する調整委員会）
- ・見直し 施行後3年を目途

◎ 県議会「条例制定検討協議会」における取組

① 協議会の開催状況

平成24年4月20日（金） 第1回協議会

→ 協議会を設置し、障害のある人に対する差別を禁止する条例に取り組むことを決定した。

平成24年5月22日（火） 第2回協議会

→ 障害のある人に対する差別を禁止する条例以外に協議会として取り組む必要がある条例を検討することとした。

平成24年6月13日（水） 第3回協議会

→ 「長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会」との合同会議を実施し、条例案の内容について協議を行った。

平成24年7月12日（木） 第4回協議会

→ その他取り組む必要がある条例を検討した。

平成24年8月7日（火） 第5回協議会

→ 推進協議会から提案された条例案を基に、理事者（執行部）と協議を行うことを決定した。

また、県内4箇所（長崎・諫早・佐世保・五島）において、条例案に関する意見交換会を行うことを決定した。

平成24年9月3日（月） 第6回協議会

→ 理事者（執行部）との協議を行った。

平成24年9月5日（水） 第7回協議会

→ 県内4箇所の意見交換会で使用する条例案を決定した。

平成24年10月29日（月） 第8回協議会

→ 理事者（執行部）との協議を行った。

平成24年11月5日（月） 第9回協議会

→ 委員間で協議を行った。

平成24年11月27日（火） 第10回協議会

→ 商工関係団体等との意見交換を行った。

平成24年12月20日（木） 第11回協議会

→ 委員間で協議を行った。

平成25年1月18日（金） 第12回協議会

→ 理事者（執行部）との協議を行った後、推進協議会との意見交換を行った。

平成25年2月13日（水） 第13回協議会

→ 委員間で協議を行った。

② 意見交換会の実施状況

- ・ 長崎会場（参加人数 約70名）
日 時 平成24年9月20日（木） 18：30～20：30
会 場 メルカつきまち5階プラザホール
 - ・ 諫早会場（参加人数 約50名）
日 時 平成24年9月29日（土） 18：00～20：00
会 場 中央公民館（市民センター）講堂
 - ・ 佐世保会場（参加人数 約90名）
日 時 平成24年10月8日（月） 14：30～16：30
会 場 県立大学（図書館）多目的ホール
 - ・ 五島会場（参加人数 約160名）
日 時 平成24年10月28日（土） 14：30～16：30
会 場 福江文化会館ホール
- ※ 参加人数（4会場）合計 約370名

③ パブリックコメント等の実施状況

- ・ 関係団体への意見照会
平成24年9月14日（金）～平成24年10月5日（金）
回答者（団体）数は28、意見数は104。
- ・ パブリックコメント
平成24年9月19日（水）～平成24年10月31日（水）
回答者（団体）数は14、意見数は33。
- ・ 合 計
回答者（団体）数は42、意見数は137。

○条例案関係の主な団体一覧

対 象 団 体	分 類	対 象 団 体	分 類	対 象 団 体	分 類
1 長崎市	行政	37 長崎県精神障害者家族連合会	福祉(サ・ビ・ス)	73 長崎県精神科病院協会	医療
2 佐世保市	行政	38 長崎県精神障害者地域活動支援連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	74 長崎県精神神経科診療所協会	医療
3 島原市	行政	39 長崎県精神障害者社会復帰施設協会	福祉(サ・ビ・ス)	75 長崎県商工会議所連合会	産業・商品・雇用
4 諫早市	行政	40 NPO法人長崎県難病連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	76 長崎県商工会連合会	産業・商品・雇用
5 大村市	行政	41 長崎県障害児の進路保障を進める会	福祉(サ・ビ・ス)	77 長崎県中小企業団体中央会	産業・商品・雇用
6 平戸市	行政	42 障害者差別禁止条例を実現する長崎ネットワーク	福祉(サ・ビ・ス)	78 長崎県中小企業家同友会	産業・商品・雇用
7 松浦市	行政	43 長崎市中心身障害者団体連合会	福祉(サ・ビ・ス)	79 長崎県商店街振興組合連合会	産業・商品・雇用
8 対馬市	行政	44 きょうされん長崎	福祉(サ・ビ・ス)	80 長崎県経営者協会	産業・商品・雇用
9 杵岐市	行政	45 長崎発達支援親の会「のこのこ」	福祉(サ・ビ・ス)	81 日本労働組合総連合会長崎県連合会	産業・商品・雇用
10 五島市	行政	46 長崎県社会福祉協議会	福祉(サ・ビ・ス)	82 長崎県労働組合総連合	産業・商品・雇用
11 西海市	行政	47 長崎県精神保健福祉協会	福祉(サ・ビ・ス)	83 長崎市教育委員会	教育
12 雲仙市	行政	48 長崎県老人福祉施設協議会	福祉(サ・ビ・ス)	84 佐世保市教育委員会	教育
13 南島原市	行政	49 長崎県老人保健施設協会	福祉(サ・ビ・ス)	85 島原市教育委員会	教育
14 長与町	行政	50 長崎県認知症グループホーム連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	86 諫早市教育委員会	教育
15 時津町	行政	51 日本オストミー協会長崎県支部	福祉(サ・ビ・ス)	87 大村市教育委員会	教育
16 東彼杵町	行政	52 長崎県肢体不自由児者父母の会連合会	福祉(サ・ビ・ス)	88 平戸市教育委員会	教育
17 川棚町	行政	53 日本筋ジストロフィー協会長崎県支部	福祉(サ・ビ・ス)	89 松浦市教育委員会	教育
18 波佐見町	行政	54 長崎県腎臓病患者連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	90 対馬市教育委員会	教育
19 小値賀町	行政	55 長崎県自閉症協会	福祉(サ・ビ・ス)	91 杵岐市教育委員会	教育
20 佐々町	行政	56 長崎県難聴者・中途失聴者協会	福祉(サ・ビ・ス)	92 五島市教育委員会	教育
21 新上五島町	行政	57 全日本断酒連盟長崎県断酒連合会	福祉(サ・ビ・ス)	93 西海市教育委員会	教育
22 長崎県市長会	行政	58 日本てんかん協会長崎県支部	福祉(サ・ビ・ス)	94 雲仙市教育委員会	教育
23 長崎県町村会	行政	59 長崎盲ろう者友の会「あかり」	福祉(サ・ビ・ス)	95 南島原市教育委員会	教育
24 厚生労働省長崎労働局	行政(雇用)	60 全国手話通訳問題研究会長崎支部	福祉(サ・ビ・ス)	96 長与町教育委員会	教育
25 長崎県方法務局	行政(人権)	61 長崎県手話サークル連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	97 時津町教育委員会	教育
26 長崎県身体障害者福祉協会連合会	福祉(サ・ビ・ス)	62 長崎県手話通訳士協会	福祉(サ・ビ・ス)	98 東彼杵町教育委員会	教育
27 長崎県肢体障害者協会	福祉(サ・ビ・ス)	63 九州盲導犬協会	福祉(サ・ビ・ス)	99 川棚町教育委員会	教育
28 長崎県視覚障害者協会	福祉(サ・ビ・ス)	64 長崎県障害者スポーツ協会	福祉(サ・ビ・ス)	100 波佐見町教育委員会	教育
29 長崎県ろうあ協会	福祉(サ・ビ・ス)	65 全国重症心身障害児(者)を守る会長崎県支部	福祉(サ・ビ・ス)	101 小値賀町教育委員会	教育
30 長崎県聴覚障害者情報センター	福祉(サ・ビ・ス)	66 長崎県学童保育連絡協議会	福祉(サ・ビ・ス)	102 佐々町教育委員会	教育
31 長崎県内部障害者協議会	福祉(サ・ビ・ス)	67 長崎県医師会	医療	103 新上五島町教育委員会	教育
32 長崎県手をつなぐ育成会	福祉(サ・ビ・ス)	68 長崎県歯科医師会	医療	104 長崎県校長会	教育
33 長崎県知的障がい者福祉協会	福祉(サ・ビ・ス)	69 長崎県薬剤師会	医療	105 長崎県高等学校長協会	教育
34 長崎県身体障害児者施設協議会	福祉(サ・ビ・ス)	70 長崎県看護協会	医療	106 長崎県私立中学高等学校協会	教育
35 長崎県授産施設協議会	福祉(サ・ビ・ス)	71 長崎県歯科衛生士会	医療	107 長崎県私立幼稚園連合会	教育
36 長崎県精神障害者団体連合会	福祉(サ・ビ・ス)	72 長崎大学病院	医療	108 社団法人長崎県保育協会	教育

